

# 参考資料

1	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会設置規則	(1)
2	策定体制	(3)
3	委員会等の開催経過	(4)
4	関係計画等	(7)
5	市民からの要望	(16)



# 1 史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会設置規則

(趣旨)

第1条 史跡益田氏城館及び関連遺跡群の適切な保存、整備、活用及び管理に関し必要と認める事項について専門的な見地から意見を求めるため、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- (1) 史跡益田氏城館及び関連遺跡群の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) 史跡益田氏城館及び関連遺跡群の保存管理計画に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 益田市文化財保護審議会委員
- (3) 文化庁担当職員
- (4) 島根県教育庁文化財課担当職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任期を定めて委嘱する。

(専門部会)

第8条 委員会は、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員の中から委員長が指名した者及び前条に規定する専門委員で組織する。
- 3 専門部会の委員のうち、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、会議に必要な事項の意見を聞くために、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年10月29日教委規則第11号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

## 2 策定体制

### ◆史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会

委員	石川 慎 治	滋賀県立大学准教授	
	石田 貢 三	益田地区連合自治会長	
	桜井 英 治	東京大学大学院教授	(委員長)
	笹井 省 吾	三宅自治会顧問	
	中島 義 晴	奈良文化財研究所景観研究室長	
	西尾 克 己	元島根県古代文化センター長	
	村上 勇	益田市文化財保護審議会会長	(副委員長)
	山村 亜 希	京都大学大学院准教授	
指導・助言	中井 将 胤	文化庁文化資源活用課	
	勝部 智 明	島根県教育庁文化財課	主幹(～平成30年3月)
	人見 麻 生	島根県教育庁文化財課	主任主事(平成30年4月～)
事務局	柳井 秀 雄	益田市教育委員会教育長	
	藤井 寿 朗	益田市教育委員会事務局	教育部長(～平成30年6月)
	武内 白	益田市教育委員会事務局	教育部長(平成30年7月～)
	木原 光	益田市教育委員会事務局	文化財課 課長
	桐木 恵 子	益田市教育委員会事務局	文化財課 課長補佐(～平成30年3月)
	山本 浩 之	益田市教育委員会事務局	文化財課 課長補佐(平成30年4月～)
	長澤 和 幸	益田市教育委員会事務局	文化財課 主幹
	松本 美 樹	益田市教育委員会事務局	文化財課 主任
	田原 孝 次	益田市教育委員会事務局	文化財課 主任
	小川 遼	益田市教育委員会事務局	文化財課 主事(～平成30年9月)
	増野 優 香	益田市教育委員会事務局	文化財課 主事(平成30年10月～)
	島田 修	益田地区振興センター長	
	原 浩	益田地区振興センター地域魅力化応援隊員(～平成30年3月)	
	藤井 洋 司	益田地区振興センター地域魅力化応援隊員(平成30年6月～)	

### ◆庁内ワーキンググループ

志田原 涉	益田市政策企画局	政策企画課 課長補佐
大田 洋 希	益田市産業経済部	林業水産課 副主任主事(～平成30年3月)
河合 恒 樹	益田市産業経済部	農林水産課 主任(平成30年4月～)
中島 光太郎	益田市産業経済部	観光交流課 主任
宮崎 幸 司	益田市建設部	都市整備課 課長補佐
青木 悠 太	益田市教育委員会事務局	社会教育課 主事

### 3 委員会等の開催経過

#### ◆史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会

名 称	日時・場所	議 事
第1回委員会	平成29年8月1日（火） 2日（水） 益田市役所第2会議室 大会議室	委員長・副委員長の選出 策定スケジュールについて 整備基本計画案(1～4章) 現地視察(益田氏城館跡ほか)
第2回委員会	平成29年11月7日（火） 益田市役所大会議室	整備基本計画案(4・5章) 今後の事業計画について 現地視察(大雄庵跡)
第3回委員会	平成30年6月8日（金） 益田市役所大会議室	整備基本計画案(5～7章) 現地視察(七尾城跡登城道・益田市立 歴史民俗資料館)
第4回委員会	平成30年9月17日（月） 市民学習センター	整備基本計画案(1～8章)

#### ◆庁内ワーキング会議

名 称	日時・場所	検討項目
第1回ワーキング会議	平成29年7月10日（月） 益田市役所西会議室	趣旨説明 整備基本計画素案(1～4章)
第2回ワーキング会議	平成29年10月13日（金） 益田市役所第1会議室	整備基本計画素案(4・5章) ワークショップの開催について
第3回ワーキング会議	平成30年5月25日（金） 益田市役所B会議室	整備基本計画素案(5・6章)
第4回ワーキング会議	平成30年8月31日（金） 益田市役所大会議室	整備基本計画素案(4～8章)
第5回ワーキング会議	平成30年11月16日（金） 益田市役所第2会議室	整備基本計画素案(1～8章)

◆ 諮 問

平成29年8月1日(火) 益田市役所第2会議室において、益田市教育委員会から益田氏城館遺跡群整備検討委員会に対して、下記のとおり諮問した。

益 教 文 第 7 4 号  
平成 29 年 8 月 1 日

史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会委員長 様

益田市教育委員会  
教育長 柳井 秀雄



史跡益田氏城館跡の整備・活用に係る基本的な方針について(諮問)

下記の事項について、史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会設置規則第2条第1項の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

記

1. 諮問事項

史跡益田氏城館跡の整備・活用に係る基本的な方針について

2. 諮問理由

益田市は、史跡益田氏城館跡を適正に保存し、確実に次世代へ伝えていくための方針を定めた「史跡益田氏城館跡保存管理計画」を平成19年3月に策定しました。

これに基づき、歴史を活かしたまちづくりの中核となる歴史遺産としての整備活用を目指し、平成17年度より段階的な公有化と内容確認のための発掘調査を実施し、平成27年度に三宅御土居跡における公有化と発掘調査の第1段階が終了しました。

しかしながら、三宅御土居跡と七尾城跡からなる史跡益田氏城館跡の範囲は広大であり、遺跡の全容解明のためにはなお継続的な調査研究が必要です。また、今後の整備・活用についても長期間を要するものであり、整備・活用に係る基本的な方向性を設定したうえで段階的に取り組む必要があると考えます。

長期的な事業を展開するにあたり、市民の理解と協力が不可欠であることから、史跡益田氏城館跡の整備基本計画を策定し、将来的な活用ビジョンを示すため、標記の諮問を行います。

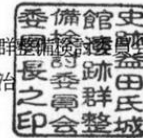
◆答 申

平成30年12月14日(金)益田市役所教育長室において、益田氏城館遺跡群整備検討委員会から益田市教育委員会に対して、下記のとおり答申された。

平成30年 12月 14日

益田市教育委員会  
教育長 柳井 秀雄 様

史跡益田氏城館遺跡群  
整備検討委員会  
委員長 桜井 英治



史跡益田氏城館跡の整備・活用に係る基本的な方針について(答申)

平成29年8月1日付益教文第74号で、当検討委員会に諮問のあった「史跡益田氏城館跡の整備・活用に係る基本的な方針」について、慎重に検討を重ねてきた結果、当検討委員会の考え方を別添の整備基本計画書にまとめましたので答申いたします。

今後は、本答申を踏まえ、史跡益田氏城館跡を整備・活用するための施策、及び史跡と調和した周辺環境の形成が推進され、地域のニーズに対応した市民に親しまれる史跡として、将来に継承されることを要望します。



## 4 関係計画等

### ○『第5次益田市総合振興計画』 平成23(2011)年3月

本市の総合的かつ計画的な行政運営のために、地方自治法に基づいて策定するもので、本市における様々な分野の計画の最上位の計画であり、市が目指すまちの将来像を実現するための今後10年のまちづくりの指針となる計画である。

#### 【目指すまちの将来像】

市民・地域が躍動し、希望に輝く益田

#### 【方針】

- ①自分と郷土に誇りを持つ人が育つ環境をつくります
- ②暮らしたくなる美しく、魅力あふれる郷土をつくります
- ③郷土の資源を活かし、感動を呼ぶ「もの・サービス」をつくります

これらの方針に基づいて7つの基本目標を掲げ、さらに基本目標ごとの基本施策と具体施策に取り組むことによって、市民・地域が躍動し、希望に輝く益田の実現を目指すものである。以下、本計画と関連する基本目標・基本施策・具体施策を抜粋する。

---

基本目標Ⅱ 豊かな心を育み、歴史・文化を誇れるまち

---

基本施策1 次代を担う人を育てる教育の充実を図ります

---

具体施策④ ふるさとを愛し、誇りを持つ心を育てる教育の推進

---

基本施策4 歴史・文化の保存・継承・活用や芸術活動を推進します

---

具体施策① 豊かな歴史・文化資源を保存・継承・活用したまちづくりの推進

---

基本目標Ⅲ 地域資源を活かした産業が息づくまち

---

基本施策5 観光・交流を促進します

---

具体施策① 地域特性を活かした観光開発

---

具体施策② 地域の観光資源のネットワークづくり

---

### ○『まち・ひと・しごと創生 益田市総合戦略』 平成27(2015)年10月 (平成29年11月改訂)

平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国の総合戦略が示された。益田市においても人口減少を喫緊の課題ととらえ、第5次総合振興計画を踏まえた益田市版総合戦略を策定し、効果的にまちづくりの重点課題である人口拡大に取り組むための方針を示したものである。以下、本計画と関連する目標について抜粋する。

---

基本目標1 定住の基盤となるしごとをつくる

---

施策名 (4)地域資源を活かした観光振興

---

推進施策③ 歴史文化基本構想を策定し、固有の歴史資源を活かしたまちづくりを進め、日本遺産への登録を目指すとともに観光客の誘客を進めます。

重要業績評価指標 (KPI) ・観光客入込客数 100万人(平成31年)  
・歴史企画展入込者数 3回 2万人(平成27～31年度)

---

○『益田市「教育に関する大綱」』 平成27(2015)年6月(平成29年7月改訂)

「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、次世代を担う子ども達が安全で安心して学習できる教育環境の整備と、益田で培った才能を益田で発揮できる環境の整備に向け、早期かつ重点的に取り組む施策の指針として策定した。

【重点項目】

- ・教育と子育て支援の一体化
- ・学力育成を支えるための施策の推進
- ・ふるさと教育の推進
- ・ライフキャリア教育・起業家教育による人材の育成

○『益田市教育ビジョン』 平成26(2014)年2月

益田市教育委員会では益田市教育審議会に対し、今後10年間を見通した「これからの益田市の教育の在り方について」の諮問を行い、審議会での議論を経て示された答申をもとに『益田市教育ビジョン』を策定した。以下、本計画に関連する目標を抜粋する。

【基本目標】

めざす子ども像

ふるさとを愛情をもって語り、地球的視野に立って社会貢献する自立した子ども

【重点目標】

1 ふるさとのよさを理解する子ども【郷土愛】

ふるさとの自然や文化などを体感し、歴史や人々に学ぶ中で、ふるさとのよさや課題に気づき、自らの行動を考え、他者への感謝の気持ちを持ち、ふるさとを創生しようとする子どもを育てます。

活動目標

- (1) ふるさとを体感させる。
- (2) ふるさとを学ばせる。
- (3) ふるさとを調べる。
- (4) ふるさとを発信する。

## 到達目標

- ・ふるさとを愛し、誇りをもつ心を育てる教育が推進されている。
- ・豊かな歴史・文化資源を保存・活用したまちづくりが進んでいる。
- ・様々な地域との文化交流が活発に行われている。
- ・子どもや大人が多様な文化芸術に親しむ機会が増えている。

## ○『益田市社会教育推進計画』 平成26(2014)年2月

一人ひとりが生涯にわたって学び続けることにより、その成果を益田市のまちづくりに生かし、「市民と地域とが希望に満ちあふれるまち」の実現の一步とするため策定した。

### 【基本目標】

- ①就学前機関・学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- ②市民の学びの推進
- ③ふるさと教育の推進
- ④社会教育関係団体の充実と人材育成

## ○『益田市都市計画マスタープラン』 平成24(2012)年3月

対象地域を益田市全域とする全体構想、対象地域を都市計画区域とする都市計画区域内構想、都市計画区域をさらに4地区に区分した地域別構想を定めている。なお、本計画の対象地は都市計画区域益田地域に位置し、歴史・文化ゾーンに位置づけられている。

土地利用・道路・景観等多岐にわたるまちづくりに関わる分野について地域や項目毎に方針が定められているため、特に本計画と関連する箇所を以下に抜粋する。

### 【まちづくりの基本理念とテーマ】

自然・文化・景観を育み のびやかに人が輝く都市 益田

### 【まちづくりの基本方針】

1. 市町合併を契機とした一体的なまちづくり
2. 新たな時代に対応した持続可能なまちづくり
3. 資源を活かしたまちづくり
4. 市民との協働によるまちづくり

### 【全体構想】

#### <土地利用の方針>

地域特性に応じた適正な土地利用の促進

中心市街地から郊外の山間地域に至るまで、地域ごとに異なる成り立ちや特性、役割などに応じ、地域特性を活かした適正な土地利用を促進します。

#### <交通施設の整備方針>

生活と産業を支える交通ネットワークの構築

市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、環状型幹線道路網や公共交

通網など交通体系の整備を進めるとともに、円滑な地区間移動の実現を図るために、各拠点への交通のアクセス性を高め、都市拠点と地域拠点や生活拠点間の交通ネットワーク化を図ります。

#### <市街地整備の方針>

市街地における総合的な市街地整備の推進  
地域の特性を活かした市街地整備と住環境の保全

#### <景観形成の方針>

地域資源を活かした景観の保全・形成

歴史的な史跡等が多く残る地区では、歴史的な趣のある美しいまち並み景観の保全・形成を図ります。

公共空間における景観形成

公園や緑地では、地域の特性や周辺の景観に配慮した整備を進めるとともに、適正な維持・管理を行い、美しい公園・緑地景観の形成を図ります。

#### <都市防災の方針>

災害の発生を未然に防ぐ事業等の推進

地震や大雨による土砂の流出や河川からの浸水などを未然に防止するため、急傾斜地の崩壊防止対策事業や砂防事業の推進、河川改修、保水機能を有する森林の保全を図ります。

土砂災害の防止

急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業等の推進により、土石流やがけ崩れなどの未然防止や被害の抑制に努めます。

水害の防止

山地・丘陵地の保水能力確保のため、保安林などの保全を図ります。

#### 【都市計画区域内構想】

#### <土地利用の方針>

歴史・文化系の土地利用

益田地区は、史跡や文化財など数多くの歴史的資源を有しており、個性的で趣のある市街地を形成しています。また、“中世文化の薫るまち”を目指して「歴史を活かしたまちづくり」の取り組みが行われていることから、今後も歴史的な資源を活かした益田市らしい個性的なまちづくりを推進していきます。

#### <自然的環境及び景観形成の方針>

歴史的資源

歴史的な資源をネットワークで結ぶことにより連続性や回遊性を形成し、都市の魅力を高めていきます。また、特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、風致地区や緑地保全地区等地域地区の指定を検討するなど維持・保全に努めます。

市街地の景観

歴史的伝統文化を継承・発展させながら新たな都市景観の創出を図っていきます。

## 【地域別構想－益田地域】

### ＜土地利用の方針＞

歴史的なまち並みの風情を活かした住宅地中心の土地利用とし、市街地背後緑地や益田川等の自然環境と調和したまちづくりを目指します。

### ＜交通体系の方針＞

本市の外環状道路の一部となる中島染羽線なかのしまそめぼせん～益田運動公園徳原線とくほらせんの適切な維持・管理を図るとともに、歴史的風情を持った特色ある生活道路などの整備を推進して道路ネットワークの形成を図ります。

### ＜自然環境形成及び景観形成の方針＞

歴史・文化ゾーンを散策できるような文化的なネットワークと、益田川の親水性や七尾城跡の緑などを活用した自然的なネットワークの形成を図ることにより、個性的で魅力のある景観の形成を目指します。



益田地域のまちづくり方針図

(「益田市都市計画マスタープラン」より)

○『益田市景観計画』 平成26(2014)年12月

益田市は平成23(2011)年8月1日に景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体となり、平成25(2013)年3月28日に益田市景観まちづくり基本条例を制定した。この条例に基づき、後世へ伝えるべき市の景観を明らかにするとともに、市の景観形成の将来像を示すことで、市民・事業者・行政が協働して、地域の実情に即した景観づくりの実現を図ることを目的として、平成26(2014)年12月に「益田市景観計画」を策定し、あわせて益田市景観条例を制定している。

以下、益田氏城館跡に関連する「益田市景観計画」の概要を示す。

【景観形成の基本理念】

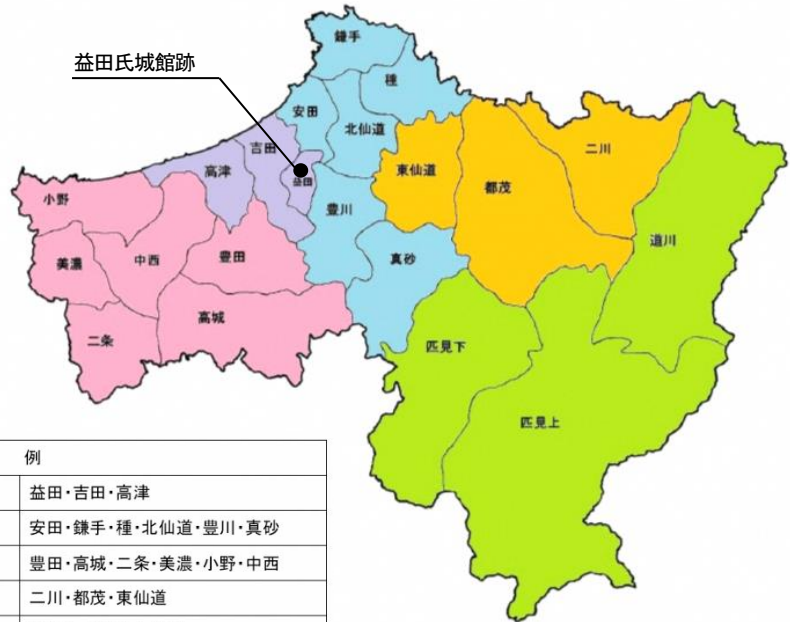
自然と歴史が調和した“益田らしさ”が感じられる景観を、後世へ伝えるまちづくり

【景観形成の基本目標】

地域の特徴を知り、良好な景観への意識を高める

【地域別分類】

景観構造の分類に合わせ、行政区及び都市計画マスタープランの地域別構想を基本に整理した地域別分類において、益田氏城館跡は益田中央地域の益田地区に属する。



凡 例	
	益田中央地域 益田・吉田・高津
	益田東部地域 安田・鎌手・種・北仙道・豊川・真砂
	益田西部地域 豊田・高城・二条・美濃・小野・中西
	美都地域 二川・都茂・東仙道
	匹見地域 匹見上・匹見下・道川

地域別分類図

(「益田市景観計画」より一部加筆)

【地区の特徴から見る景観特性と景観形成の方向性】





益田地区

「歴史・文化のまち」として、点在する文化財等を中心とした歴史的景観と、益田川や緑豊かな山々の自然景観とを結び、風情を活かした魅力ある景観を形成する。



【景観計画重点地区指定候補地域<益田地区>】

特色ある景観や市の顔としての景観を有する地域については重点地区として指定することを検討しており、重点地区の候補地域の一つとして、益田地区(七尾地区の一部、万福寺参道周辺地区、医光寺参道周辺地区)があげられている。

景観計画重点地区指定候補地域<歴史的まち並み景観>の位置と景観形成の方針案

分類	候補地域	保全・形成すべき景観	景観形成の方針案
歴史的まち並み景観	高津柿本神社 参道周辺地区	・門前町の風情が残る、統一感ある昔ながらのまち並み景観。	・統一感あるまち並みの核となっている現存する家屋等を良好な状態で保つため、建築物の形態・意匠・色彩・高さ等、修景を念頭に置いた適切な誘導を行う。
	高津柿本神社参道周辺地区 高角橋及び高角橋から主要地方道益田阿武線が高津柿本神社へ至る範囲で、 接道する区間 		
	七尾地区の一部 萬福寺参道周辺地区 医光寺参道周辺地区	・点在する史跡を核とした、歴史を感じるまち並み景観。	・地域での合意形成を基に目指すべき将来像を明確にし、歴史的なまち並みの形成を図るための支援を行う。 ・建築物の素材について推奨色を設けるなど、統一感のあるまち並みの形成のための誘導を行う。
七尾地区の一部 			

(「益田市景観計画」より)

分類	候補地域
歴史的まち並み景観	<p>萬福寺参道周辺地区</p>  <p>都市計画道路片山三宅線及び、 萬福寺門前線に接道する区間</p>
	<p>医光寺参道周辺地区</p>  <p>都市計画道路医光寺線及び、 染羽線に接道する区間</p>

(「益田市景観計画」より)

**【文化財の保護と景観計画との連携について】**

景観計画では、今後の良好な景観の保全・形成に向けた取り組みの中で、以下のように文化財保護との関連について言及している。

「中須東原遺跡が国の史跡指定を受け、『史跡中須東原遺跡整備基本計画』が策定される中、当該計画に基づく一定程度の整備により、目に見える史跡の景観としての状況や、周辺関係者の意向などを踏まえ、さらには、歴史を活かしたまちづくりの実現に向けた、まちの将来像である『歴史文化基本構想』などの策定状況を参酌したうえで、文化財行政と連携し、必要に応じ景観計画へ反映させる」こととしている。



### 【良好な景観形成のための行為の制限】

益田らしい景観の保全・形成のために、一定の規模以上の行為(大規模行為)については、市長への届け出が必要となっている。行為の対象地は、市全域である。

### ○『益田市観光振興・MICE誘致計画』 平成28(2016)年3月

『第5次益田市総合振興計画』で示す、“市民一人ひとりがまちづくりの主役として活躍し、人も地域も輝けるまち”を実現するため、また、『益田市人口拡大計画』『まち・ひと・しごと創生 益田市総合戦略』における成果を着実なものとするために、市・関係団体・益田市民がそれぞれの強みを活かしながら相互に連携・協働し、益田市全体で観光振興・MICE誘致を図るための指針である。以下、本計画と関連する箇所を抜粋する。

#### 【基本理念】

価値の創造による交流人口拡大及び滞在時間の延長

#### 【施策と方向性】

施策1 地域資源のブラッシュアップと活用

方向性 歴史や文化、伝統芸能、自然など、ブラッシュアップされた地域の観光資源の魅力をさらに高めていくとともに、新たな資源の発掘と相互連携によるストーリー化により、“益田市を訪れたくなる価値”を創造します。

## 5 市民からの要望

### ①「史跡の整備イメージ募集」実施概要

目的：益田氏城館跡をはじめとする市内の史跡整備に対して、市民が期待する整備イメージを把握して、整備計画策定の参考とするため、意見募集を行った。

期間：平成 25 年 10～11 月

方法：『広報ますだ』平成 25 年 10 月号に募集記事を掲載した。

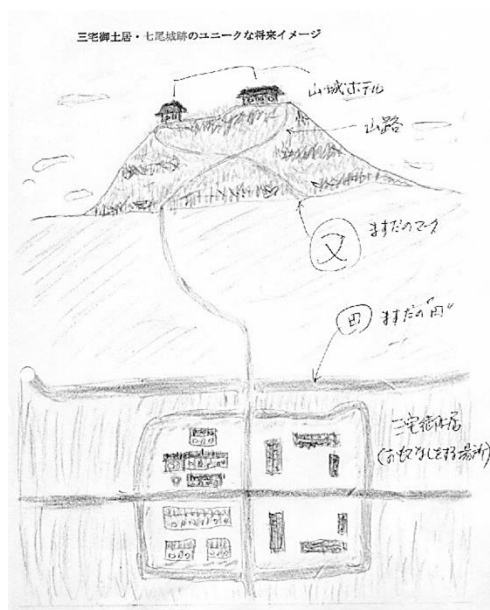
### ●主な意見

#### 【三宅御土居跡】

- ・益田公民館、益田児童館、益田川北の避難施設、喫茶店、土産物店などが入る複合施設として、三宅御土居に益田氏城館跡史跡博物館を建設する。
- ・三宅御土居は益田地区のほぼ中心に位置し、人口の多い川北地区にも近く、観光客の接待場所としても有効利用でき、住民や市民の利用も期待できる。
- ・三宅御土居一帯で利用でき、インターネットが無料で利用できるフリースポット(無料無線LAN)設備の開設・整備
- ・バーチャル(仮想)博物館の開設・整備。益田氏城館跡のみならず益田市全体での仮想博物館とする。
- ・三宅御土居から七尾城の山麓を結ぶ七尾城通りの電線・電柱の地中化。益田地区の景観を考慮してもらうためにも有意義。
- ・三宅御土居を中心に七尾城通りで行う宗味市(右田宗味が始めたという近代益田の発展の基礎となる市)の定期的な開催。益田特産市と観光資源の利用を兼ねる公設民営市。益田商店会や各地区振興センター等の協力もいただき、益田市を代表する市場とする。

#### 【七尾城跡】

- ・七尾城旧大手道の再現
- ・染羽の旧益田職業訓練校跡地から益田川を通り七尾山山頂を結ぶ、ロープウェイの設置
- ・野坂の七尾山麓から山頂までのケーブルカー、モノレールの設置
- ・野坂の七尾山麓から山頂(本丸奥の別峰)までの車が上がる登山道の設置



寄せられたイメージ図 1

## ●益田小学校6年生の意見(抜粋)

### 【三宅御土居跡の整備】

- ・御土居を復元する。
- ・昔のように一部だけ堀をつくる。
- ・井戸水を再現する。
- ・花や植物を植える。一年中楽しめる花を計画する。
- ・ベンチを増やして休めるようにする。
- ・歴史上の人物似顔絵などを路面に張り、看板をつける。

### 【七尾城跡の整備】

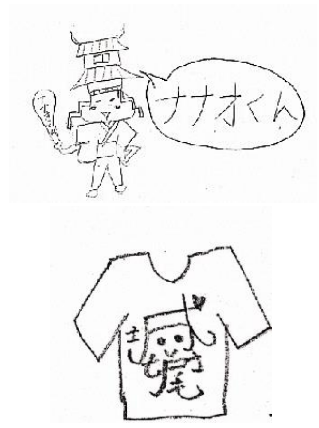
- ・お城や門を復元する。
- ・ケーブルカーやリフトで麓から登れるようにする。
- ・頂上に展望台をつくる(自販機、トイレ、地図、看板、望遠鏡、歴史解説など)。
- ・木を切って下から見えやすくする。
- ・イルミネーションの七尾城。夜でも登れるように街灯をつける。
- ・お殿様がいるようにする。
- ・七尾城のゆるキャラやおみやげをつくる(ナナオくん)。
- ・キャンプ場をつくる。
- ・水源地の池から出る嫌なにおいをなくす。

### 【施設】

- ・観覧車をつくり、益田の町が見られるようにする。
- ・人がたくさん来られるように駐車場をつくる。
- ・「歴史図書館」や「益田歴史ミュージアム」をつくる。
- ・お城風の建物をつくる。
- ・昔を再現した建物をつくり、人の暮らしなどを再現して見せる。

### 【観光・PR】

- ・益田川をカヌーでさかのぼって医光寺まで行けるようにする。
- ・人力車で医光寺、万福寺、三宅御土居を見て回れるようにする。
- ・説明が聞ける機械や巨大な案内地図を設置する。
- ・益田の町全体を歴史の町として整備する。
- ・館をつくり、その時代の服を着る。武士の格好ができるようにする。
- ・昔のお金に交換して、食べ物を買ったりして楽しむ。昔の食べ物を観光客に食べさせる。
- ・お年寄りや外国人も楽しめるようにする。
- ・安全に観光できるよう遊歩道をつくる。
- ・スタンプラリー、ウォークラリーなどのキャンペーンをしてプレゼントを渡す。
- ・キャラクターをつくり、キャラクターの服を着てツアーをする。
- ・テレビで益田をアピールする。わかりやすいパンフレットをつくる。
- ・プロモーションビデオや紙芝居をつくる。
- ・史跡の掃除やゴミ拾いをみんなでする。



寄せられたイメージ図2

## ②「史跡活用ワークショップ」実施概要

目的：市民に活用される史跡整備を目指し、整備計画に地域住民の意見を反映させるため、座談会形式の意見交換を行った。

日時：平成26年12月22日

場所：三宅集会所

## ●主な意見

### 【三宅御土居跡】

#### ○整備について

- ・まずは更地にして、子どもが走って回れるようにする。
- ・基礎、砂利が多いので、草刈りが無理なくできるようにする。
- ・現状の道路は起伏が多いので、安心して歩ける道にしてほしい。
- ・現実的な整備を早急に行ってほしい。
- ・日本一の規模をほこる土塁を活かせるとうい。
- ・市からもっと情報発信をしてほしい。

#### ○利・活用について

- ・定期的に野菜市を開く。
- ・発掘したものを展示公開する。
- ・イベントやスポーツの会場として利用する。
- ・地元住民にとって役に立つ場(憩いの場)にする。

#### ○必要な施設・整備について

- ・イベントや雨宿りができるような建物
- ・地域住民が利用できる建物
- ・駐車場、トイレ、水道、電気
- ・復元施設等の建造物や門の復元
- ・田植え囃子など、伝統的なものを伝えていく拠点となる施設

### 【七尾城跡】

#### ○利・活用について

- ・ウォーキングコースとして活用する。
- ・車で山頂まで乗り入れ可能にする。
- ・公園として利用する。

#### ○必要な施設・整備について

- ・階段・登山道・車道の整備
- ・山頂に遠くからでも見える建築物を建てる。
- ・ライトアップを施す。

### ③「先進地視察におけるアンケート」実施概要

目的：益田氏城館跡の整備・活用の参考とするため、地域住民とともに史跡整備の先進事例である吉川氏城館跡の視察を行い、参加者に感想・意見を募るアンケートを実施した。

日時：平成28年11月9日

場所：吉川氏城館跡(広島県山県郡北広島町)

### ●参加者の主な意見

#### 【三宅御土居跡】

- ・すべてを復元するのは難しいし、維持管理が大変。土塁だけは再現し、大部分は平地にして多目的広場のようなのがよい。
- ・立ち寄り客のことを考えると、公衆トイレがあった方がよい。
- ・維持管理の仕組みを作ることが必要だと思う。
- ・館の模型や、各種出土品を展示する場所は必要。資料館としてのみでなく、集会所的なもの、あるいは歴史民俗資料館を合体させたもの等、複合的な施設になったらよい。
- ・あまり再現せず、吉川氏城館跡や大宰府国庁跡のように、礎石で建物跡等を表示する方がよい。
- ・今のままではなく、早く広くきれいにしてほしい。
- ・更地にして住民が使用できる広場。
- ・土塁、御土居跡の整備、整地(建物跡がわかるように)
- ・御土居や七尾城のCGの作成
- ・想像建物の復元、復元建物の活用
- ・駐車場
- ・土塁だけは再現して、平地のまま(芝生)おくのがいい。
- ・土塁と堀を再現する。
- ・全体を芝生の構成で…。
- ・七尾城、御土居を模型展示(関連資料共)する。
- ・資料館を建設する(過大でないもの)。
- ・館を復元し、憩いの場(あるいは地区の中心施設)
- ・早く再現をする。
- ・益田氏の歴史が楽しく学べる場(城主別の歴史パネル)
- ・土塁と堀は是非再現する。館も最低限の規模で再現。
- ・観光面より、史跡としての保護(保存)にお金をかけるべき。
- ・整地が第一歩。御土居跡全体が眺望できる。
- ・観光客に対して、史跡として解るような整備をする。

### 【七尾城跡】

- ・くわしい説明板を城の登り口に設置してほしい。
- ・見晴らしをよくする。
- ・本丸、二の丸の木を伐採し、景観を良くする。
- ・大手口の登山道の整備
- ・説明板の整備
- ・市民を総動員した整備への取り組み
- ・山頂本丸跡からの眺望(伐採)
- ・案内板、道順標識の充実
- ・本丸跡、登山道をきちんと整備して、ハイキングコースとして活用できるとよい。
- ・月山富田城跡の修景を参考に、遠望して城跡のイメージが出来る景色とする。
- ・城の大手門の整備
- ・山頂から益田を一望できて、中世の益田がどのような町並みであったかが分かる公園。
- ・周回できるような散策コースを整備する。
- ・麓から七尾城跡があることが分かる工夫を。
- ・住吉神社まで登れる車道等をつくる。
- ・幼・高齢者への配慮

### 【整備後の活用について】

- ・地域住民の交流の場、フリーマーケットの開催
- ・公園化を図る。
- ・交流センター的な建物があれば良い。「邑政堂」を復元して何にでも活用できるようにするのが良いと思う。
- ・多目的広場として活用
- ・憩いの場
- ・街中ミュージアム、歩いて楽しめる。沿線に花木(群として)などしつらえる。
- ・益田川堤防をうまく活用する。
- ・益田地区の中心に位置することから、地域交流の拠点
- ・益田氏の歴史が解るような年代別パネルの設置
- ・音声ガイドシステムの設置
- ・屋外での講演会
- ・城跡、御土居、医光寺、石勝神社etcの歴史ウォーク
- ・地域住民の交流の場
- ・子どもとのふれあいの場
- ・防災避難所にも適応できる施設
- ・中世益田のCGを作り、視覚に訴える。
- ・まずは地域民の勉強。清掃・整備などへの参加
- ・周辺の文化財を一体として整備して、周遊するコースを開発する。

#### ④「益田氏城館跡整備計画中間報告会」実施概要

目的：整備計画の中間報告及び富田城跡(安来市)の整備事例紹介とあわせて、整備と活用に関する意見を図面にまとめる作業を行った。

日時：平成 29 年 12 月 9 日

場所：益田市立図書館

##### 全体的な意見

- ・市民や観光客の交流場所の整備（後世に残る目に見える形をなど）
- ・子どもたちの歴史・史跡学習ゾーン・エリアとして活用
- ・子どもと大人のプレイゾーン
- ・山城サミットの実施
- ・応援団の結成
- ・整備のための募金を集めては中須湊の関係、その他遺跡との関連を
- ・武士の人形を置いては
- ・付近に土産物をして活用
- ・万葉公園のように万葉植物を
- ・資料館の設置（古民家を活用し、整備）

##### 神社関係ゾーン

- ・入口、駐車場表示の明示
- ・神社上り口に七尾城全体の絵図と説明板の設置
- ・神社下に食堂をつくり観光客に提供
- ・神社建物の整備、修繕
- ・宗教団体への資金補助

##### 堀跡推定・公共施設ゾーン

- ・水源地公園の再整備
- ・花菖蒲の整備、清掃
- ・季節の花を植える

##### 配水池ゾーン

配水池

##### 民間施設ゾーン

- ・桜谷の物語の案内板整備
- ・伝益田藤兼墓に通じる道の整備（道幅、路面）

##### 本丸・二の段ゾーン

- ・本丸に東屋をつくる
- ・本丸跡の門の復元
- ・説明板の設置
- ・下り道の整備
- ・パノラマでロケーションを見られるように樹木の伐採
- ・三宅御土居、医光寺、万福寺から見た七尾城のロケーション整備
- ・本丸へ登る途中にまちの視点場、休憩ベンチの設置

##### 堀跡推定・民間施設ゾーン

- ・寄附された土地に駐車場、トイレ、東屋を整備すればよい

##### 大手推定ゾーン

- ・登山道、トレッキングコース等の整備（旧大手道の整備、老人や女性も登りやすいように、ロープの設置、子ども用のターザンロープ、歩道と柵の設置など）
- ・ロープウェイの設置
- ・仮順路を決める（道に迷わないように）
- ・ベンチの設置、増設
- ・トイレの設置、整備
- ・木の伐採（眺望が良くなるように）

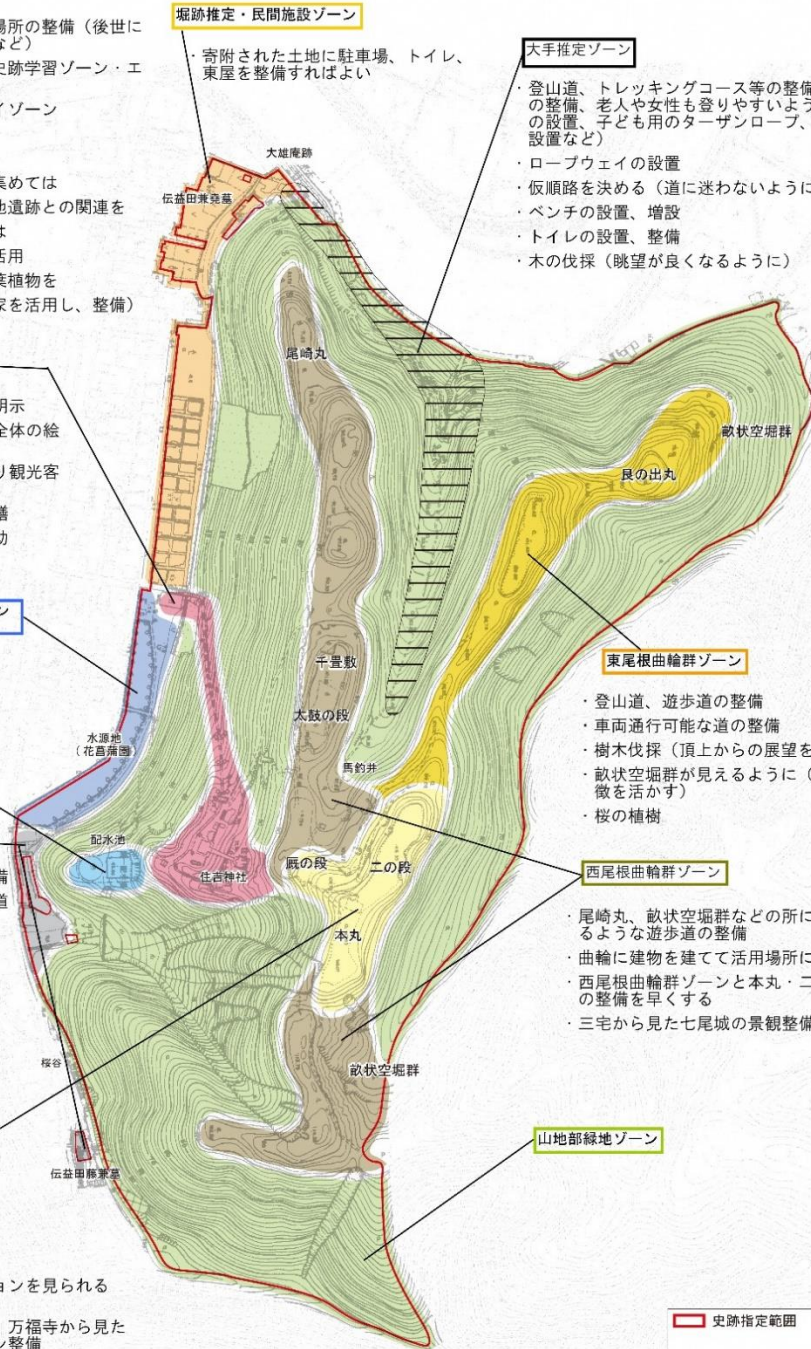
##### 東尾根曲輪群ゾーン

- ・登山道、遊歩道の整備
- ・車両通行可能な道の整備
- ・樹木伐採（頂上からの展望を良くする）
- ・畝状空堀群が見えるように（土の城の特徴を活かす）
- ・桜の植樹

##### 西尾根曲輪群ゾーン

- ・尾崎丸、畝状空堀群などの所に簡単に行けるような遊歩道の整備
- ・曲輪に建物を建てて活用場所にする
- ・西尾根曲輪群ゾーンと本丸・二の段ゾーンの整備を早くする
- ・三宅から見た七尾城の景観整備

##### 山地部緑地ゾーン



### 整備・活用に関する意見 (七尾城跡)

※この図は中間報告会時点で作成した図面であり、計画書の図面とは異なる。

全体的な意見

- ・観光客がここに来れば益田氏のことがかかる場所に
- ・観光のスポットになるように整備する
- ・小学生、中学生、高校生の歴史学習に活用
- ・万福寺と御土居をつなげるプロムナード整備
- ・市民の交流の場所になるような場所に
- ・地元の希望を尊重してほしい。イベント活用できる広場
- ・館跡は地域住民に開放し、各種の行事に使用可とする
- ・フリーマーケットなどを開催する
- ・御土居と七尾城での祭りを考える
- ・中世遺跡を巡るイベントで多くの市民に紹介
- ・毎年、隔年で実施できるように無理のない予算立てをして欲しい
- ・復旧も大切だが、道路を残す等現実（知恵）を出している人が困らないように配慮（知恵）を出す

- ・県道の移動（館をイメージする障害になっっている）
- ・道路整備を同時に実施して欲しい。

県道ゾーン

館（主郭）ゾーン

- ・居館跡等の建築物の復元（御殿の復元、特徴的な建物の復元、想像でもいいので御土居の見える化をなど）
- ・ガイダンス施設、資料館の建設（観光客が来ても見て分かるように、七尾城に登らなくても城の様子が分かるように、益田の歴史が分かる博物館になど）

- ・防災避難場所に
- ・泉光寺のあった部分の柱の穴の跡をはっきりさせる（遺構の表示）

- ・発掘調査で出土した物の展示、紹介ゾーンのみに往時の建物図（敷地）を入れる

- ・バスによる交通アクセス説明図

- ・関連施設の案内図を

- ・ガイド施設の活用（研修の場、観光用）

- ・駐車場の設置、拡大

- ・トイレの整備

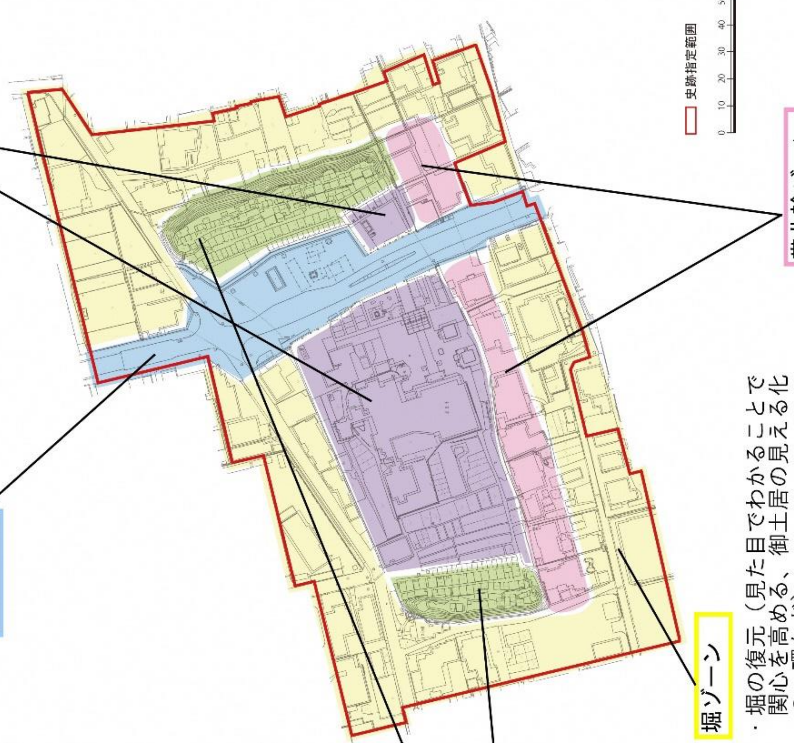
- ・広場、公園化（おどい広場のような整備を、年齢を問わず憩える自由な場に、イベント開催可能な場に、ベンチなどの設置など）

- ・散策路整備（館ゾーンの中を誰でも歩けるようになど）

- ・土地の整地、高低差解消

- ・花、植栽を美しく

- ・近くに蕎麦屋を設け観光客の休憩場所とする



土塁ゾーン

- ・土塁の復元（垣算に訴えるため）にまず土塁の整備を行うなど
- ・土塁の木の伐採、撤去
- ・墓の跡の部分の撤去
- ・土塁周辺の道の整備（土塁に登りやすいように、周辺に散策できる道など）

掘ゾーン

- ・堀の復元（見た目でわかることで関心を高める、御土居の見える化の一環など）
- ・道路沿いの堀跡から整備を手掛ける
- ・堀跡の民家の買上げを急ぐこと

帯曲輪ゾーン

整備・活用に関する意見  
(三宅御土居跡)

※この図は中間報告会時点で作成したものであり、計画書の図面とは異なる。



---

## 史跡益田氏城館跡整備基本計画

発行日 平成 31 年 2 月  
発 行 益田市・益田市教育委員会  
編 集 益田市教育委員会  
島根県益田市常盤町 1 番 1 号  
印 刷 のさか印刷  
島根県益田市高津五丁目 28 番 8 号

---